

令和２年度 福島県立長沼高等学校 前期選抜募集要項

〒962-0203 福島県須賀川市長沼字子ッ橋^ね 5 8

電話番号（0248）67-2185

1 選 抜 の 実 施

前期選抜の実施にあたっては、長沼高等学校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。

2 募 集 定 員

課 程	学 科	募 集 定 員
全日制	普通科	80名 上記定員のうち、40%程度を特色選抜により選抜する。

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出 願 資 格

出願資格については、次の各号のいずれかに該当する者とする。加えて、特色選抜への出願資格については、(3)の条件も満たす者とする。

〔 特色選抜・一般選抜共通 〕

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和２年３月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

〔 特色選抜のみ 〕

- (3) 本要項「14 選抜方法・選抜資料」に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明確かつ適切である者

5 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併 願 の 取 扱 い

前期選抜で長沼高等学校を志願する者は、長沼高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出 願 期 間

令和2年2月6日（木）から2月12日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日・日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、書留・速達とし、返信用封筒（長形3号、84円切手を貼付する）を同封の上、令和2年2月12日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一1号の1により、福島県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号により、福島県教育委員会が定めた所定の様式）
- ③ 特色選抜志願理由書（様式前期2号により、本校が作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（様式統一1号の2により福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

本校に問い合わせること。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1により、福島県教育委員会において作成したもの）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会が定めた様式統一５号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が１年間で３０日以上とするが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が１年間で３０日以上の場合提出できるが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出は次の方法により行なう。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、８４円切手を貼付した返信用封筒（長形３号）を同封する。
- (2) 志願者は自己申告書を提出した場合、本校校長から自己申告書受領書（様式共通３号）の交付を受ける。
- (3) 提出期間は、令和２年２月１８日（火）から２月１９日（水）までとする。
郵送の場合には、２月１９日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前９時から午後４時までとする。

10 願 書 受 付

- (1) 出願書類を受け付けた者に対し、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しを取っておく。
- (2) 本校校長において出願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日（木）から2月17日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

1 4 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料とするとともに、さらに本校の特色に応じた選抜方法（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料として扱う。

- ① 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- ② 志願者から自己申告書（様式統一５号）の提出があった場合には、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

○ 特色選抜において志願してほしい生徒像
本校は、「確かな学力の育成」「進路指導の充実」「豊かな人間性の醸成」を重点目標に掲げ、小規模校の良さを生かし、生徒一人ひとりに目を配った丁寧な指導により、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現しようというキャリア発達の姿勢を持ち、そのための素養を自ら習得しようとする生徒の育成に努めている。
本校の校訓に即し、物事の善悪を自ら判断し、他人を思いやる人間性を持ち、「これまでよりもこれから」の高校生活に前向きに挑戦し、目標を明確に持って様々な活動に取り組むことができる次のいずれかに該当する生徒を求めている。
① 明確な進路意識を持って学習活動に真剣に取り組み、以下の資格取得等にも熱心に励む者。 【漢字能力検定、実用英語検定、簿記検定、ビジネス文書実務検定、保育技術検定、食物調理技術検定等】
② 中学校での経験や実績を問わず、運動部・文化部いずれかの部活動と学習の両立に意欲的に取り組み、強い意志を持って、３年間同一の部活動に熱心に励む者。
③ 学校行事や生徒会活動等に意欲的に取り組み、地域の文化や伝統に興味を持ち、それらの活動に積極的に参加し、入学後も自ら学校生活を充実させようとする意欲のある者。

〔 特色選抜の選抜方法・選抜資料 〕

選 抜 資 料					
学 力 検 査	特色選抜 志願理由書	調 査 書	特 色 面 接	特 色 検 査	選抜資料の満点
５教科とする。 学力検査の満点を 250 点とする。	上欄の「志願してほしい生徒像」の①～③に応じて、それぞれが最優先に取り組みたいことを選択して本人が具体的に記述する。	「各教科の学習の記録」は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各教科の評定を２倍することとし、195 点満点とする。「特別活動等の記録」は 55 点満点とし、合計 250 点満点とする。	個人面接を実施する。 面接については、段階評価とする。	作文を実施する。出題されたテーマについて、500～600 字でまとめる。志願者の関心・意欲、文章表現、原稿用紙の使い方などを評価する。特色検査については、点数化し、20 点満点とする。	全体の満点は、520 点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とするとともに、一般面接の結果を併せて資料とし、本校の特色等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

① 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

② 志願者から自己申告書（様式統一５号）の提出があった場合には、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

〔 一般選抜の選抜方法・選抜資料 〕

選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重
学 力 検 査	調 査 書	一 般 面 接	
5 教科とする。 学力検査の満点を 250 点とする。	「各教科の学習の記録」は 195 点満点、「特別活動等の記録」は 55 点満点とし、合計 250 点満点とする。	個人面接を実施する。 面接については、段階評価とする。	同等とする。

1 5 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

(1) 学力検査

- ① 日 時 令和2年3月4日（水）午前9時00分～午後3時10分
- ② 会 場 本校教室
- ③ 集 合 午前8時20分までに本校体育館に集合すること
- ④ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外 国 語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

⑤ 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

なお、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は会場に持ち込まないこと。

(2) 特色検査及び各種面接

- ① 日 時 令和2年3月5日（木）午前9時00分～
- ② 会 場 本校教室
- ③ 集 合 午前8時20分までに本校体育館に集合すること
- ④ 日 程

9:00	9:50	10:10
作 文	休	面 接
(50分)	(20分)	

⑤ 持参するもの

受験票、上ばき、筆記用具

昼食の要・不要については、受験者の出願状況により異なるため、別に示すこととする。

16 追検査等の実施

追検査の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。

なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

追検査等を実施する選抜は原則として一般選抜とするが、本校では特色選抜においても可能な範囲で追検査等を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場

① 日 時 令和2年3月11日（水）

〔学力検査〕「入学者選抜実施要綱」により追検査を実施

〔特色検査及び各種面接〕

- ・特色選抜（作文）
- ・休憩
- ・面接（特色面接、一般面接）

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

また、追検査等の日程及び昼食の要・不要については、受験者の出願状況、受験状況により異なるため、別に示すこととする。

② 会 場 本校教室

③ 集 合 午前8時20分までに本校体育館に集合すること

④ 持参するもの

受験票、上ばき、（昼食、）鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

なお、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は会場に持ち込まないこと。

追検査等を実施することが想定されるのは以下のパターンである。

	検査実施日	3月4日（水）		3月5日（木）		
	出願状況		検査項目		検査項目	
A-1	一般選抜のみ出願	欠席	学力検査	欠席	一般面接	
A-2		欠席	学力検査	受験	一般面接	
A-3		受験	学力検査	欠席	一般面接	
B-1	特色選抜のみ出願	欠席	学力検査	欠席	特色検査（作文）	＋ 特色面接
B-2		欠席	学力検査	受験	特色検査（作文）	＋ 特色面接
B-3		受験	学力検査	欠席	特色検査（作文）	＋ 特色面接
C-1	一般選抜と特色選抜の併願	欠席	学力検査	欠席	特色検査（作文）	＋ 特色面接
C-2		欠席	学力検査	受験	特色検査（作文）	＋ 特色面接
C-3		受験	学力検査	欠席	特色検査（作文）	＋ 特色面接

想定に基づき、追検査等の開始・終了時刻の目安、各検査の順序を下記のとおり設定する。
 なお、実際の受験者数によっては、終了時刻が目安よりも遅くなるなど変更となる場合がある。

< 1 > 3月4日（水）・5日（木）の両日とも欠席した場合（A－1、B－1、C－1）

9:00	14:45	16:50
入学者選抜実施要綱により学力検査の追検査を実施		特色面接
		特色検査 （作文）

※ 特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

< 2 > 3月4日（水）のみ欠席した場合（A－2、B－2、C－2）

9:00	14:45
入学者選抜実施要綱により学力検査の追検査を実施	

< 3 > 3月5日（木）のみ欠席した場合（A－3、B－3、C－3）

この場合の集合時間等は別に示すこととする。

14:45	16:50
特色検査 （作文）	特色面接

※ 特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（様式共通14号）に医師の診断書を添付し、3月6日午後4時までに本校校長へ提出する。その際、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。また、3月4日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

17 合格者発表

- (1) 令和2年3月16日（月）正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書を交付する。その際、合格者は受験票を提出する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式共通12号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して、中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

19 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納付期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

20 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」及び各校が作成する後期選抜募集要項の定めるところにより、新たに
出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。